12　対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。

13　同一手術野又は同一病巣につき、２以上の手術を同時に行った場合における費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）又は粘膜移植術と他の手術とを同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

14　区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療に基づき併せて手術（区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者については、区分番号Ｊ０００に掲げる抜歯手術（１から３までに限る。）及びＪ０１３に掲げる口腔内消炎手術（２に限る。）に掲げるものに限る。）を行ったときは、当該手術の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

第１節　手術料

区分

Ｊ０００　抜歯手術（１歯につき）
- １　乳歯　130点
- ２　前歯　150点
- ３　臼歯　260点
- ４　難抜歯　470点
- ５　埋伏歯　1,050点

注１　４については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り算定する。
２　５については、完全埋伏歯（骨性）及び又は水平埋伏智歯に限り算定する。
３　５については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、所定点数に100点を加算する。
４　抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０００－２　歯根分割掻爬術　260点

Ｊ０００－３　上顎洞陥入歯除去術
- １　抜歯窩から行う場合　470点
- ２　犬歯窩開さくにより行う場合　2,000点

Ｊ００１　ヘミセクション（分割抜歯）　470点

Ｊ００２　抜歯窩再掻爬手術　130点

Ｊ００３　歯根嚢胞摘出手術
- １　歯冠大のもの　800点
- ２　拇指頭大のもの　1,350点
- ３　鶏卵大のもの　2,040点

Ｊ００４　歯根端切除手術（１歯につき）　1,350点
注　歯根端閉鎖の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００４－２　歯の再植術　1,300点
注　外傷性脱臼歯の再植術に限り認められる。

Ｊ００４－３　歯の移植手術　1,300点
注　自家移植を行った場合に限る。

Ｊ００５　削除

Ｊ００６　歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術　110点

Ｊ００７　顎骨切断端形成術　4,400点

Ｊ００８　歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む。）
- １　軟組織に限局するもの　600点
- ２　硬組織に及ぶもの　1,300点

Ｊ００９　浮動歯肉切除術
- １　３分の１顎程度　400点
- ２　２分の１顎程度　800点
- ３　全顎　1,600点

Ｊ０１０　顎堤形成術
- １　簡単なもの（１顎につき）　3,000点
- ２　困難なもの（２分の１顎未満）　4,000点
- ３　困難なもの（２分の１顎以上）　6,500点

Ｊ０１１　上顎結節形成術　3,000点
注　両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

Ｊ０１２　おとがい神経移動術　1,300点
注　両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

Ｊ０１３　口腔内消炎手術
- １　智歯周囲炎の歯肉弁切除等　120点
- ２　歯肉膿瘍等　180点
- ３　骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等　230点
- ４　顎炎又は顎骨骨髄炎等
  - イ　３分の１顎未満の範囲のもの　750点
  - ロ　３分の１顎以上の範囲のもの　2,600点
  - ハ　全顎にわたるもの　5,700点

Ｊ０１４　口腔底膿瘍切開術　700点

Ｊ０１５　口腔底腫瘍摘出術　6,800点

Ｊ０１５－２　口腔底迷入下顎智歯除去術　5,230点

Ｊ０１６　口腔底悪性腫瘍手術　24,050点

Ｊ０１７　舌腫瘍摘出術
- １　粘液嚢胞摘出術　1,220点
- ２　その他のもの　3,140点

Ｊ０１８　舌悪性腫瘍手術
- １　切除　18,810点
- ２　亜全摘　64,160点

Ｊ０１９　口蓋腫瘍摘出術
- １　口蓋粘膜に限局するもの　520点
- ２　口蓋骨に及ぶもの　8,050点

Ｊ０２０　口蓋混合腫瘍摘出術　5,600点

Ｊ０２１　口蓋悪性腫瘍手術
- １　切除（単純）　5,600点
- ２　切除（広汎）　18,000点